

「第4種踏切道の安全確保に関する実態調査」の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

令和4年7月22日

〔 ○勧告先：国土交通省 ○勧告日：令和3年11月30日 ○回答日：令和4年7月12日 ※改善状況は同日現在 〕

調査の背景・目的

- 遮断機・警報機がない第4種踏切道は、全国に約2,600か所
※ 新設できないが、過渡的に認められており、解消に取り組んでいくべきもの
- 第4種踏切道100か所当たりの踏切事故件数は1.02件で、遮断機を備えた第1種踏切道（同0.59件）の2倍弱



第4種踏切道を解消する取組に焦点を当て、廃止及び遮断機等の整備（第1種化）に係る課題を整理

ポイント

- 勧告時、国土交通省に対し、第4種踏切道の解消に向け、地方踏切道改良協議会（注）（以下「地方協議会」という。）等を活用し、地域における議論や合意形成を促すことなどを求めた。
（注） 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、鉄道事業者及び道路管理者が、地方運輸局、地方整備局、都道府県知事、市町村長などの関係者を構成員として、踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うために組織
- これを受け、国土交通省では、地方運輸局に対し、第4種踏切道の廃止や第1種化について地方協議会等において積極的に協議が行われるよう促した。その結果、39都道府県で、地方踏切道改良協議会合同会議等が開催され、協議が行われている。
- 国土交通省の第4種踏切道の廃止や第1種化に向けた取組や実績については、引き続き改善措置状況を把握予定

詳細は次ページ以降

主な勧告（調査結果）

【勧告①】 第4種踏切道の廃止

- 地方協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促す必要がある。

・ 鉄道事業者は、廃止に際し、関係者との合意形成に苦慮
※ トラブル回避等の観点から、地域住民や道路の管理者等の関係者と協議を実施

【勧告②】 第4種踏切道の第1種化

（道路法の道路以外にある第4種踏切道）

- 地方協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促すとともに、踏切保安設備の整備を促進するため、道路法（昭和27年法律第180号）による道路以外の道路（以下「道路法外道路」という。）にある第4種踏切道にも適用可能な補助事業について活用を促すなど必要な措置を講ずる必要がある。

・ 第1種化に際しては、関係者との合意形成に加え、費用確保が課題
※ 道路法外道路（里道など）にある第4種踏切道の中にも、死亡事故や複数回の事故が発生したものが存在
※ 道路法外道路にある第4種踏切道について、活用可能な補助事業があるが、事業創設（平成28年度）以降、第1種化への活用実績は1件

主な改善措置状況

- 令和3年11月に、地方運輸局に対し、第4種踏切道の
 - ・ 廃止を含む統廃合の促進
 - ・ 第1種化を含む保安度向上対策^{（注）}について、地方協議会等において積極的に協議等が行われるよう促した。
（注） 踏切道における交通安全の向上のために実施する各種対策をいう。以下同じ。
- 同時に、地方運輸局に対し、当該踏切道に適用可能な補助事業について鉄道事業者に周知するよう依頼した。



- 令和3年12月から、39都道府県において、地方踏切道改良協議会合同会議等が開催され、統廃合事例・保安度向上対策事例の共有や関係者への協力要請等が行われるとともに、関係者間で管内の第4種踏切道に関する情報が共有され、具体の第4種踏切道の解消について今後推進していくこととされた。
- 国土交通省は、引き続き、第4種踏切道のある全都道府県において、継続的に地方協議会等が開催され、具体の第4種踏切道の廃止を含む統廃合の促進、第1種化を含む保安度向上対策の促進についての積極的な協議等が行われるよう取り組む予定である。

主な勧告（調査結果）

【勧告③】 第4種踏切道の第1種化

（道路法の道路にある第4種踏切道）

- 地方協議会等を活用し、改良の実施に向けた積極的な支援を行い、個々の踏切道について地域における議論や合意形成等が進むよう具体的な取組を行う必要がある。

・ 踏切道改良促進法に基づき、改良（第1種化）すべきものとして指定された第4種踏切道の中に、20年・40年以上改良されていない例あり



主な改善措置状況

- 令和3年11月に、地方運輸局に対し、法指定から長期にわたり改良が未実施となっている第4種踏切道15か所について、鉄道事業者から現況及び今後の方針を確認の上、必要な指導を行うとともに、改良が進捗しない場合は、地方協議会等において必要な指導、助言等を行うよう通知した。
- 
- 15か所全てにおいて、地方運輸局及び鉄道事業者による現地確認が行われ、改良に向けた今後の対応方針について検討されているところ
 - 令和4年4月に、地方運輸局に対し、保安監査の実施についての事務連絡を発出し、今年度以降の保安監査時に鉄道事業者から今後の方針及びそれに向けた対応状況を確認するよう指示した。
 - 引き続き、進捗状況のフォローアップを行っていく予定である。

第4種踏切道の安全確保に関する実態調査 の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和2年4月～3年11月
- 2 対象機関 調査対象機関：国土交通省、農林水産省
関連調査等対象機関：都道府県（3）、市町村（41）、土地改良区等（5）、鉄道事業者（20）^{（注）}

（注） 上下分離方式を採用している事業者については、鉄道施設等を保有する事業者と鉄道施設等を借り受けて運行を行う事業者を合わせて1事業者と計上している。

【勧告日及び勧告先】 令和3年11月30日 国土交通省

【回答年月日】 令和4年7月12日 国土交通省 ※ 改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 鉄道と道路とが交差する踏切道の中には、第4種踏切道というものがある。他の種別の踏切道には、踏切遮断機や踏切警報機が設置されているのに対し、第4種踏切道は、こうした設備が設置されていないものである。
- 現在の鉄道に関する技術上の基準では、第4種踏切道を新設することはできないが、過渡的に認められており、改良や統廃合などにより解消されていく存在である。
- 第4種踏切道は、令和元年度末時点で全国に約2,600か所あり、住宅地や農地の中にあるものから、公園内や寺社・墓地に至る経路にあるものまで、人々の生活に密着した場所にあつて、日常的に利用されているものも少なくない。
- 第4種踏切道における事故発生件数そのものは多くはないものの、第4種踏切道における事故の発生は100か所当たり1.02件と、踏切遮断機を備えた第1種踏切道（踏切道100か所当たり0.59件）の2倍弱の頻度となっており、毎年、死者を生ずる事故も発生している状況にある。
- 関係機関においては、交通安全の観点から、踏切事故の削減を目標に、踏切保安設備（踏切遮断機等）の整備、踏切道の統廃合の促進等の施策を講ずることとされている。今回の調査は、以上のような状況を踏まえ、第4種踏切道の安全確保について、その実態を調査したものである。

勧告事項等	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>第4種踏切道における安全対策</p> <p>1 廃止</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>国土交通省は、第4種踏切道の廃止を促進する観点から、鉄道事業者の廃止に向けた取組を支援するため、廃止の検討の対象とする踏切道、協議等の対象とする関係者の範囲及び特定の方法、関係者の関わり方等が関係者の協力を得て検討されるよう、地方踏切道改良協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切道は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条の鉄道施設に該当し、その工事の施行及び施設の変更（廃止を含む。）は、鉄道事業者が行うものである。 ○ 第4種踏切道を含む踏切道の廃止をしようとするときは、鉄道事業者は、法令の規定^(注)により、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととされている。踏切道の廃止について、この届出以外に、法令により鉄道事業者に求められる手続はない。また、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）及び踏切道改良促進法施行規則（平成13年国土交通省令第86号）においては、踏切道の「改良」に関し、協議会の組織、個別の踏切道の改良に関する計画の作成等、一定の規律を定めているが、法の「改良」又は「改良の方法」には、踏切道の廃止は含まれていない。 <p><small>(注) 鉄道事業法第12条第1項及び第2項並びに鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第17条及び別表第2</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和3年法律第9号）による改正後の法において、これまで、「改良」することが必 	<p>→ 令和3年11月に、地方運輸局に対し、第4種踏切道（道路法外道路にある踏切道を含む。以下同じ。）の廃止を含む統廃合の促進について、地方踏切道改良協議会及び地方踏切道改良協議会合同会議（以下、これらを合わせて「地方踏切道改良協議会等」という。）において積極的に協議等が行われるよう促した^(注)。</p> <p><small>(注) 「第4種踏切道の安全確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告の対応について」（令和3年11月30日付け国鉄施第151号国土交通省鉄道局施設課長通知。以下「課長通知」という。）</small></p> <p>これを受け、令和3年12月から、39都道府県において、地方踏切道改良協議会合同会議等が開催され、統廃合事例の共有、関係者への協力要請等が行われるとともに、関係者間で管内の第4種踏切道に関する情報が共有され、具体の第4種踏切道の解消について今後推進していくこととされた。</p> <p>引き続き、第4種踏切道のある全都道府県において、地方踏切道改良協議会等の開催を計画し、継続的に地方踏切道改良協議会等が開催され、具体の当該踏切道の廃止を含む統廃合の促進についての積極的な協議等が行われるよう取り組む予定である。</p>

勧告事項等	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>要と認められる踏切道を指定した後でしか組織することができなかった地方踏切道改良協議会を、指定前から組織することができることとした。ただし、地方踏切道改良協議会は、法により組織されるものであり、道路法（昭和27年法律第180号）による道路（以下「道路法道路」という。）にある踏切道を協議の対象とし、道路法道路以外の道路（以下「道路法外道路」という。）にある踏切道は対象外としている。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査対象とした踏切道の中には、鉄道事業者が廃止の検討の上にも載せていないものあり。鉄道事業者が廃止の検討を開始し、協議等を進めている中にも、合意形成に関し、苦慮している状況あり ○ 廃止を基本としているものの、地域住民からの要望があった場合にのみ利用実態等を把握するとして、利用実態が乏しく、地域住民が廃止を支障なしとしている状況を鉄道事業者が把握していない例あり ○ 廃止の協議に際し、関係者である踏切道周辺の地権者が不明であることなどから、同意を得ることができず苦慮する例あり ○ 道路の管理者等としての立場から、市町村の第4種踏切道の廃止に係る協議への関わりが重要となるが、中には協議等に関与していない例あり <p>2 第1種化 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、踏切道における交通安全の向上のため、道路法による道路以外の道路にある第4種踏切道について、鉄道事業者において踏切保安設備の整備に係る費用の確保等が課題となっていることを踏まえ、地方踏切道改良協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促すとともに、踏切事故を削減するとの目標に沿って、踏切保安設備の</p> </div>	<p>→ 令和3年11月に課長通知により、地方運輸局に対し、第4種踏切道の第1種化を含む保安度向上対策^(注)について、地方踏切道改良協議会等において積極的に協議等が行われるよう促した。</p> <p>(注) 踏切道における交通安全の向上のために実施する各種対策をいう。以下同じ。</p> <p>また、課長通知において、当該踏切道にも適用可能な補助事業について、</p>

勧告事項等	国土交通省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="188 196 1077 284">整備を促進するため、当該踏切道にも適用可能な補助事業について第1種化への活用を促すことなど必要な措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="181 296 259 323">(説明)</p> <p data-bbox="181 344 349 371">《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="165 392 1104 472">○ 踏切保安設備を設置し、踏切道の種別を変更することは、鉄道施設の変更に当たり、法令の規定により鉄道事業者が行うこととされている。 <li data-bbox="165 488 1104 663">○ 鉄道事業者は、踏切道の種別を変更するとき（第1種化するときを含む。）は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないこととされている。踏切道の種別の変更について、この届出以外に、法令により鉄道事業者が求められる手続はない。 <li data-bbox="165 679 1104 759">○ また、鉄道と道路法道路とが交差する第4種踏切道については、法の適用がある。 <li data-bbox="165 775 1104 1142">○ 法の適用の範囲について、国土交通省は、法が、鉄道事業者と道路管理者との協議を促すことにより、一般に広く公共の用に供される道路に関わる踏切道について、立体交差や道路の拡幅など、道路の改良を含む踏切道の改良事業を進めることをその内容としているため、国や地方公共団体等が道路管理者である道路法道路にある踏切道を対象としているとしている。他方、里道、農道等の道路法外道路については、一般に広く公共の用に供される道路には含まれず、一般の交通量が少ない又は主として特定の用途に供されていることを常態とするとして対象外であるとしている。 <li data-bbox="165 1158 1104 1430">○ 法においては、国土交通大臣は、踏切道における交通量、踏切事故の発生状況等の事情を考慮して国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、改良が必要と認められる踏切道を指定するものとされ（第3条第1項）、鉄道事業者及び道路管理者は、指定された踏切道の改良を実施しなければならないこととされている（第11条）。第4種踏切道の改良の方法としては、主に保安設備の整備（第1種化）が想定されている。法は、 	<p data-bbox="1155 196 1615 223">鉄道事業者に周知するよう依頼した。</p> <p data-bbox="1155 244 2074 467">これを受け、令和3年12月から、39都道府県において、地方踏切道改良協議会合同会議等が開催され、保安度向上対策の事例の共有、関係者への協力要請、関連する補助事業の周知等が行われるとともに、関係者間で管内の第4種踏切道に関する情報が共有され、具体の第4種踏切道の解消について今後推進していくこととされた。</p> <p data-bbox="1155 488 2074 663">引き続き、第4種踏切道のある全都道府県において、地方踏切道改良協議会等の開催を計画し、継続的に地方踏切道改良協議会等が開催され、関連する補助事業の周知や具体の当該踏切道の第1種化を含む保安度向上対策の促進について積極的な協議等が行われるよう取り組む予定である。</p>

勧告事項等	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>指定された踏切道の改良のために行う保安設備の整備に要する費用を鉄道事業者が負担するものとしつつ（第 18 条第 2 項）、国、都道府県又は市町村は、鉄道事業者に対し、その費用の一部を補助することができる（第 19 条）。国は、この規定に基づき、鉄道施設総合安全対策事業費補助（踏切保安設備整備事業）を実施している。</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止と同様、地域の実情を背景として、地域住民等の納得が得られないなどの課題あり ○ 道路法外道路にある踏切道は、法に基づく補助の対象ではないことから、費用負担が課題として、鉄道事業者がこれを第 1 種化の検討の対象外としている例あり。道路法外道路にある第 4 種踏切道の中にも、死亡事故や複数回の事故が発生したものが存在しており、道路の種別によらず、事故の発生状況等を踏まえて検討・協議を進める必要あり ○ 道路法外道路にある第 4 種踏切道の第 1 種化にも活用可能な国の補助事業として、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）があるものの、事業創設（平成 28 年度）以来、第 1 種化への活用実績は 1 件のみ <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、法の規定により、改良することが必要と認められるものとして国土交通大臣が指定した第 4 種踏切道について、長期にわたり改良が未実施とならないよう、鉄道事業者に対して改良の進捗状況を確認の上、地方踏切道改良協議会等を活用し、改良の実施に向けた積極的な支援を行い、個々の踏切道について地域における議論や合意形成等が進むよう具体的な取組を行う必要がある。</p> </div>	<p>→ 令和 3 年 11 月に課長通知により、地方運輸局に対し、法指定から長期にわたり改良が未実施となっている第 4 種踏切道 15 か所について、鉄道事業者から現況及び今後の方針を確認の上、改良の促進等を図られるよう必要な指導を行うとともに、それでも改良が進捗しない場合は、地方踏切道改良協議会等において必要な指導、助言等を行うよう促した。</p> <p>その結果、15 か所全てにおいて、地方運輸局及び鉄道事業者による現地</p>

勸告事項等	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、鉄道事業者に対して、指定を行った第4種踏切道について改良の報告を求めており、長期にわたって改良が実施されていない状況も把握 ○ 他方、法による指定を受けた後、20年・40年以上改良（遮断機等の整備）が行われていないものがみられ、これら踏切道について、改良が実施されていない要因を確認し、改良の実施を促すなどの積極的な取組は行われていない状況あり 	<p>確認が行われ、改良に向けた今後の対応方針について検討されているところである。</p> <p>また、令和4年4月に、地方運輸局に対し、保安監査の実施についての事務連絡を発出し、法指定から長期にわたり改良が未実施となっている踏切道について、課長通知も踏まえ、今年度以降の保安監査時に鉄道事業者から今後の方針及びそれに向けた対応状況を確認するよう指示した。</p> <p>引き続き、適時に進捗状況のフォローアップを行っていく予定である。</p>